# 事　業　経　過　報　告

（令和６年７月１日から令和７年６月３０日まで）

総　括

近年の災害級とも称される酷暑や数年に一度と言われる豪雨の頻度が増すなど、厳しい気候が常態化する中、社員皆様には嘱託登記業務に日々誠実に取り組んでいただいている事に厚く御礼を申し上げます。

令和６年度の協会全体の事業収入は、前年度対比で約８９パーセントでした。これは昨年度の県内公共事業実施内容に連動した結果と考えており、実績額の増減よりも、社員各位が担当された各事件について発注官公署の期待に添う成果を納めてこられた事に感謝いたします。

会務につきましては令和６年度事業計画の基本方針を柱とし、安定した契約と業務発注を目的とした県内各官公署への継続的な訪問活動と、本年４月に改正された「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」への対応に注力してまいりました。その他詳細は各部報告をご参照ください。

なお、令和７年７月１日付けで大津支所と高島支所が合併し、新たな大津支所として出発いたしました。合併後における旧高島支所管内の業務につきましては、これまでどおり高島市に事務所を置く社員に担当していただく事を原則とし、受託態勢に混乱が起こらぬよう執行部として連携させていただきます。

総務経理関係

（１）総務部事業報告

本協会の事業計画基本方針を達成するために、公益法人制度関係法令及び本協会の定款・規則・規程に則って以下の事業を実施し、広く社会から信頼される法人として適正な運営を行うことを年度当初の計画に掲げました。

以下各事業についての報告です。

①役員、社員及び職員の研修会の開催。

３月１３日に新入社員を対象とした研修会を実施しました。また、６月１１日に業務研修会を開催し、業務部による算定調書に関する研修、総務部による安全研修を行いました。また、理事会において全公連、近公連が開催した研修会への参加報告を逐次行って情報共有と役員の資質向上を図り、事務局職員とも情報交換を密にするよう心がけました。

②定款・各種規則・規程を常時確認し、法令との整合性を図る。

育児介護休業規程・就業規程・旅費規程・支所規程の改正を行いました。

③本協会の監督官庁である滋賀県の公益認定相談窓口より運営等において相談、指導を仰ぐ。

運営上の疑問点については都度同窓口に相談し、公益法人として適切な運営に努めました。

④各種備付書類及び帳簿関係の整理を行い、事務の効率化に努める。

定款の規定により公開を要する書面関係については事務局に掲示し、その他の書類関係については事務局担当者において直ちに確認できるように常に整理しました。

⑤ホームページ利活用の充実を図る。

更新がある掲載内容に関しては最新の情報を掲載するよう努めました。

⑥社員からの各種報告事項の徹底を行い、協会としての対処の迅速化に努める。

業務処理規則第１２条に基づく報告書及び保険加入の写しの提出の徹底を行いました。

⑦委員会制度の充実を図り、社員の帰属意識向上と組織としての効率的かつ適正な活動を目指す。

ホームページの管理等、ＰＣ関連で知識が必要な内容においてＰＣ委員会で対応しました。

⑧土地家屋調査士による災害時緊急支援体制の確立を行うとともに、防災、減災に向けた研究・提案を行う。

本協会理事に事務局を加えたメンバー間で災害時緊急連絡網の整備を行いました。

⑨滋賀県土地家屋調査士会、滋賀県土地家屋調査士政治連盟との意見交換を実施する。

４月２２日調査士会、政治連盟との３者会議に参加し意見交換を行いました。

⑩全公連・近公連が開催する会議へ参加し、事業活動のための情報収集を行う。

全公連・近公連が招集するすべての会議に参加し情報を収集しました。詳細は事業推進部報告を参照してください。

⑪必要に応じて、顧問弁護士に協会運営に係る各種法律解釈等を相談する。

法的解釈を要する事案については顧問弁護士に相談の上対処しました。

⑫マイナンバー等の個人情報の適正な管理を行う。

マイナンバー等の個人情報については、保管場所を特定し適正な管理に努めました。

⑬「働き方改革」を実践するための課題について検討する。

職員の育児介護休業に関する規程及び就業規程を現行法に対応した規程に改正しました。

⑭上記①から⑬に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告を徹底する。

理事会ごとに各部長および各担当者からの報告を実施して事業の進捗状況の把握に努めました。

（２）経理部事業報告

公益法人会計基準を遵守し、円滑な事業活動が実施できるよう適正なる会計処理を行うために以下の事業を実施することを年度当初の計画に掲げました。

以下各事業についての報告です。

①適正な予算執行と資金繰り状況の把握を行い、事業推進の円滑な実施を図る。

本協会の事業計画に則った予算執行を常に意識し事業が円滑に実施されるように努めました。また、各会計の残高と予算執行状況、経常経費等を注視し、資金繰り状況の把握に努めました。

②公益法人としての活動を実施するための各部からの意見を収集し、適正な事業支出を行う。

自主事業の進捗状況を注視し、各部担当部長から意見を収集し適正に事業支出することにより、計画的かつ速やかに事業が完了できるよう努めました。

③公益目的事業会計において、収支相償を常に意識した会計処理を図る。

公益法人会計基準における大原則である公益目的事業会計の収支相償を達成できるよう、常に収入と支出との関係を注視するよう努めました。

④公益目的事業会計及び法人会計のより適切な配賦基準を検討する。

各会計間の配賦基準が適切であるか検討しました。

⑤顧問税理士と協議を行い適正な会計処理を図る。

中間決算や決算の前には顧問税理士に確認を求め、会計基準に則った適正な会計処理ができるよう努めました。また、疑問点がある場合などは、顧問税理士と相談し適正な会計処理ができるよう指導、助

言を受けました。

⑥インターネットバンキングの利用により入出金、残高のチェックを行い、事務局にて適正な会計処理が行われるよう監督を行う。

インターネットバンキングにて通帳残高及び入出金をチェックし事務局にて適正な会計処理が行われるよう監督に努めました。

⑦社員の適格請求書発行事業者登録状況を確認し、インボイス特別会費について適正な管理及び運用を実施する。

適格請求書発行事業者登録状況に関する報告により、社員のインボイス登録状況を確認し、インボイス特別会費の適正な管理及び運用に努めました。

⑧上記①から⑦に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

各事業に対し定期的に検証を行い、本協会の会計基準や規程に則った適正な会計処理に努め、理事会等で報告を行いました。

業務事業推進関係

（１）業務部事業報告

本協会の基本方針に則り、不特定多数の国民に対して不動産における権利の明確化に寄与することを目的として、以下の事業を実施しました。

①業務担当社員に各種報告事項の提出を徹底

着手届には公益法人として把握しておくべき情報機能があることを周知徹底しました。着手届は、官庁からの業務発注や相談があった際に業務担当社員を把握するために使用します。また、業務完了時に提出する完了届は、自主事業①の境界標識および自主事業②の引照点を設置した個数を把握するために使用することを説明しました。

②報酬額の適正な運用の徹底及び業務担当者への助言・支援

公益法人として業務への関与を徹底するため、全ての業務について業務承認を行いました。また、業務研修会を開催し、事前に算定項目の説明を行った上で事例に基づいて実際に算定調書を作成し、算定に対する理解を深めました。

③成果品のデータ収集と協会におけるデータ管理の安全性確保

成果品については、オンライン申請に対応するため、内容の見直しと修正を行いました。また、データ管理の面ではデータサーバーを導入し、バックアップ体制の強化を図りました。現在、Windows10 のサポート終了に伴い、機器の買い替えも検討しております。

④関連事業における地図作成業務への支援体制を検討し、積極的に地図整備事業への参加を図る

事業推進部と連携し、支援規程に基づき作業の効率化を検討しました。

⑤自主事業の推進による県民の不動産権利の明確化

別記の自主事業について担当理事を選任し、事業を実施しました。

⑥オンライン申請の推進による法務行政への寄与

オンライン申請を嘱託登記業務に利用しやすくするため、協会が発行する電子署名による委任状について社員説明会で説明し、オンライン申請の利用促進を図りました。

⑦上記①から⑥に掲げる事業に対する定期的検証と理事会での報告の徹底

各項目について定期的に検証を行い、理事会へ報告を行いました。

（２）事業推進部事業報告

本協会の基本方針に則り、事業の推進を行うため業務部と連携して以下の事業を実施しました。

①委託契約に関する事項

ア　大規模事業への参画

令和７年６月２６日に法第１４条第１項地図作成作業の入札へ参加をいたしましたが、残念ながら落札には至りませんでした。

イ　契約先関係各課へのさらなる制度の啓発

年度当初および年始に役員による挨拶回り、制度啓発を行いました。また、甲賀市役所、高島市役所、竜王町役場、長浜土木事務所、湖東土木事務所、甲賀土木事務所、高島土木事務所を訪問し、本協会に相談していただきやすくするための提案や現在推進されている事案や普段の業務に関わる質問をいただき、回答しました。

ウ　未契約市町への継続的提案

未契約であった多賀町及び愛荘町を訪問して、本協会と契約して頂くことによるメリット等を説明しました。その結果、両町と契約に至りました。また、官公署等への啓発のために作成している本協会パンフレットを新たに作成するための検討を行いました。

エ　官民境界確定補助業務の研究

昨年度大津市より官民境界確定補助業務についての相談があり、継続して業務発注をして頂きました。

オ　筆界特定業務の研究

主に常任理事会において、公益法人としてどのように関与する事が適切かを検討しました。

②研修会・講演会及び社員教育に関する事項について

ア　報酬額運用の研究

業務部と連携して新入社員研修会及び業務研修会で使用する例題・全社員に向けて説明する資料を作成して、それに対する回答を検討しました。

イ　成果品管理の研究

全公連、近公連での情報収集を行い検討しました。

ウ　外部研修への講師派遣

今年度は、講師派遣要請がありませんでした。

③他団体等との協議会、研修会に関する事項について

ア　近公連、全公連、他協会主催の研修会への参加

関係団体主催の研修会等への参加

１　全公連研修会（令和６年１０月４日 Web 配信、琵琶湖ホテル）

①　「令和以降の筆界認定と地図混乱の解消～寶金敏明先生最後の講演録をもとに～」

サブタイトル「筆界の専門家である土地家屋調査士だからこそできること」

講師　大阪法務局民事行政部不動産登記部門　主席登記官　田中博幸氏

２　全公連研修会（令和６年１１月１８日 Web 配信、ホテルメトロポリタンエドモント）

①　「地籍調査の現在」

講師　国土交通省政策統括官付地理空間情報課地籍整備室　課長補佐　田中香織氏

②　「地籍データの統合と公開」

講師　地籍問題研究会　代表幹事　鮫島信行氏

③　「近年の土地法制の見直しと今後の課題」－国・自治体・民間の役割分担のあり方－

講師　東京財団政策研究所研究員兼研究部門　主任　吉原祥子氏

３　全公連研修会（令和７年２月１８日 Web 配信、ホテルメトロポリタンエドモント）

①　「登記調整業務の提案と業務実績の分析」

講師　全公連副会長　伊藤秀樹氏　　同理事　嶋田智史氏

②　「公嘱業務とＧＮＳＳ」

講師　ビズステーション株式会社　代表取締役社長　矢口尚氏

③　「２０２５年４月からの公益法人制度について」

講師　内閣府大臣官房公益法人行政担当室　参事官補佐　勝山貴之氏

４　全公連研修会（令和７年６月６日・ホテルメトロポリタンエドモント）

①　「筆界確定訴訟と筆界確定制度～官民境界における諸問題の解決のために～」

講師　大阪本町法律事務所　弁護士　吉野孝義氏

②　「公共契約制度と公嘱業務」

講師　筑波大学教授　楠茂樹氏

③ 提案説明「狭あい道路解消に向けての活動提案」

講師　全公連副会長　望月繁和氏

５　政治連盟主催の勉強会

①　令和６年８月１９日　衆議院議員　武村展英氏との勉強会（エストピアホテル）

②　令和６年８月２８日　参議院議員　小鑓隆史氏との勉強会（琵琶湖ホテル）

６　近公連研修会（令和７年４月１１日京都協会事務局）

「京都協会業務管理システムについて」

講師　京都協会事務局　谷和也氏

７　近公連研修会（令和７年５月９日・キャンパスプラザ京都）

①　「不正入札の防ぎ方～コンプライアンスとルールの整備～」

講師　筑波大学教授　楠茂樹氏

広報に関する事項について

ア　各種自主事業成果の公開

各種自主事業の公開及び公開に向けた検討を行いました。詳細は後述します。

イ　調査士会主催事業への協賛

１月２３日キラリエ草津にて開催された地籍シンポジウム in 滋賀２０２５への協賛を行いました。

④上記①から④に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

各項目に関し、定期的に検証を行い、理事会へ報告を行いました。

別　記

（ア）自主事業①（境界標設置）

◎具体的事業の内容

完了報告書において報告を受けた境界標設置個数データの整理。事業報告として以下の表にま

とめました。

◎期間・条件

令和６年７月１日から令和７年６月３０日までに完了報告かつ成果品でありチェック済のもの

報告個数内訳表（支所別）　※　括弧書きは昨年度

| 支所 | 個数 | 支所 | 個数 |
|---|---|---|---|
| 大　津 | ２３９個<br>（２０５個） | 高　島 | ０個<br>（１５個） |
| 草　津 | ７２個<br>（１６６個） | 守　山 | ２０個<br>（１５０個） |
| 甲　賀 | １４６個<br>（３５３個） | 東近江 | ３１３個<br>（１５８個） |
| 彦　根 | ２９０個<br>（１０２個） | 長　浜 | １７２個<br>（１４７個） |
| 合計（個数）　１２５２個（１２９６個） | | | |

報告件数内訳表（支所別）　※　括弧書きは昨年度

| 支所 | 件数 | 支所 | 件数 |
|---|---|---|---|
| 大　津 | ２２件（１９件） | 高　島 | ０件（１件） |
| 草　津 | ７件（１２件） | 守　山 | ６件（６件） |
| 甲　賀 | １０件（７件） | 東近江 | ２８件（１９件） |
| 彦　根 | ２２件（１３件） | 長　浜 | １１件（１２件） |
| 合計（件数）　１０６件（８９件） | | | |

◎事業に対する検証

本年度の設置枚数は前年度に比べ４４枚減少し、件数は１７件増でした。枚数については減少となっていますが、件数は増えているため、今年度は測量からの業務発注が増えたのではないかと推測いたします。

◎令和６年度実施による反省点や次年度活動への提案等

年々、TK ファイルの数量記入の正確性や成果品の完成度が向上しており、研修会等での説明が着実に浸透してきているように感じられます。

今年度も、プレートの配布については昨年度同様、郵送での対応を予定しておりますが、設置枚数の多い社員への配布方法については、郵送でよいのか等を含め、より適切な方法について検討を進めてまいります。

（イ）自主事業②（引照点等の標識設置）

◎具体的事業の内容

社員からの報告によるアルミベースクリアー設置個数データの整理。事業報告として以下の表にまとめました。

◎期間・条件

令和６年７月１日から令和７年６月３０日までに完了報告かつ成果品でありチェック済のもの
報告個数内訳表（支所別）　※　括弧書きは昨年度

| 支所 | 個数 | 支所 | 個数 |
|---|---|---|---|
| 大　津 | ３５個（２６個） | 高　島 | １個（１個） |
| 草　津 | ０個（２個） | 守　山 | １３個（１１個） |
| 甲　賀 | ２個（０個） | 東近江 | ４個（０個） |
| 彦　根 | ２個（７個） | 長　浜 | ６個（２個） |
| 合計（個数）　６３個（４９個） | | | |

◎事業に対する検証

本年度の設置個数は６３個でした。昨年度の設置個数から増加しております。

◎令和６年度実施による反省点や次年度活動への提案等

次年度は各社員が常に数個のベースクリアーを保管し、現場作業に携行して、基準点・引照点の設置時に使用していただくことで設置個数の増加を目指していければと考えております。測量を伴う業務発注を受けた際に、引照点・器械点のどちらかで設置をしていただきたい。設置された際には、協会ホームページの社員専用サンプルファイル（ベースクリアー仕様書）を確認し、設置報告書の点名と図面上の点名を同一のものにしてください。

（ウ）自主事業③（街区基準点亡失調査）

◎具体的事業の内容

街区基準点亡失調査・データの整理・亡失調査終了後の基準点に関する継続的事業計画等。

◎実施区域

草津エリア

調査計画点数　３５８点

実施点数　　３５８点

前回調査からの新たな亡失点　４３点（亡失率約１２．０％）

彦根エリア

調査計画点数　３５２点

実施点数　　３５２点

前回調査からの新たな亡失点　４８点（亡失率約１３．６％）

◎事業に対する検証

前回調査で正常と確認された点のみを対象に再調査を実施しました。調査方法や費用面を検討のうえ、事業予算に見合った点数を調査するため、調査箇所の選定を行いました。

◎令和６年度実施による反省点や次年度活動への提案等

令和６年度は、草津地区に加え彦根地区も調査対象としたことにより、より広範囲での実施が可能となり、多くの社員が参加できる体制となりました。令和７年度においては、作業員の募集方法や調査範囲の見直しを行い、さらに多くの社員にご参加いただけるよう検討を進めてまいります。

また、経年変化や道路工事等により亡失した点を集計することにより、街区基準点を管理する市に対し、今後の街区基準点の亡失防止策を講じるための基礎資料として活用いただくことを目的とします。

（エ）自主事業④（地図作成地域の公開）

◎具体的事業の内容

地図作成区域調査の基礎資料となる県内各市町の白地図データを収集しました。

◎実施区域

高島市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町

◎事業に対する検証

近年、白地図をホームページ上で公開している市町が増加傾向にある一方、依然としてペーパーのみで提供している市町も存在します。

本事業では、ホームページ上で公開されていない市町に対し、以下のような方法でデータの収集を行いました。

・電子データ（高島市、東近江市、日野町、豊郷町）

・ペーパー（甲良町）

・現在依頼中（愛荘町、竜王町）

（オ）自主事業⑤(境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業)

◎無料相談会の実施

毎週木曜日、協会事務局にて官公署の嘱託事件を対象とした無料相談会を実施し、理事が交代で対応しました。社員には日々の業務で訪れる官公署において、職員からの相談には無料相談の一環として、真摯に対応していただきました。

◎講師派遣

事業推進部報告を参照してください。

(カ)自主事業⑥(自然災害等の被災地方自治体に対する支援活動)

万一の被災時に本協会がお役に立てることについて、事業推進活動として官公署に出向いた際、その説明に努めました。また、本協会パンフレットを更新するにあたり、具体的な記載内容について検討しました。

(キ)自主事業⑦(防災事業)

「狭あい道路解消」、「過年度未登記土地の解消」等は災害予防及び災害時の復旧、復興において重要な役目を果たす事業です。ただし、これらの事業は各市町によって取り組み方法や状況が異なりますので、滋賀県土地家屋調査士会・滋賀県土地家屋調査士政治連盟からも情報をご提供いただき、本協会としてのお手伝いの方法について検討しました。

令和６年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第３４条第３項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和７年８月

公益社団法人 滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会